# 目 次

I	誙	常問文、委員名簿及び審議経過		
	1	諮問文	- 1	
	2	学校等教育分科会・特別支援教育部会 委員名簿	- 3	;
	3	特別支援教育部会 これまでの検討のまとめ	- 5	
	4	鳥取県教育審議会条例	1 0	)
Π	関	引係資料 <u></u>		
	1	鳥取県の特別支援学校の所在地及び整備状況	1 3	;
	2	幼稚園 (保育所)・小学校・中学校・高等学校に在籍する障害のある児童		
		生徒等の教育	1 4	:
	3	パブリックコメント(平成20年6月)	1 5	
	4	鳥取県における今後の特別支援教育に関するパブリックコメント実施結果		
		について	1 6	,
	5	パブリックコメントに対する回答	2 0	)
	6	用語解説	2 4	t

諮問

鳥取県教育審議会

下記の事項について諮問します。

平成18年8月1日

鳥取県教育委員会委員長

山 田 修 平

記

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について

- 1 特別支援学校(盲・聾・養護学校)における教育の在り方について
- 2 幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方に ついて

#### 諮問理由

障害のある子どもの教育をめぐっては、近年のノーマライゼーションの進展、医療・科学技術の進歩や障害の重度・重複化及び多様化、本人や保護者の教育に対するニーズの高まりなど、様々な状況の変化がみられる。

本県においては、障害の種類や程度に応じた教育を充実するために、平成13年「鳥取県障害児教育の在り方について」に基づき、盲・聾・養護学校教育の充実施策検討会議で、東・中・西部の生活圏域における各障害種に対応した教育の充実・整備をするための基本的な考え方をまとめ、平成15年度から年次的に計画を立て具体的に施策を行ってきたところである。また、職業教育や就労支援の在り方についても、障害者の自立・社会参加の観点から見直すことにしている。

国においては、平成17年12月に中央教育審議会から「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」が出され、平成18年6月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、特殊教育から特別支援教育へと転換が図られることとなった。この法律では、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を越えた特別支援学校とすること、特別支援学校は小中学校等に在籍する障害のある児童生徒の教育に関し指導助言を行うこと、小中学校等における学習障害、注意欠陥/多動性障害、高機能自閉症等を含む障害のある児童生徒への適切な教育を実施することなどが定められている。

このような特殊教育から特別支援教育へという大きな転換期に際し、障害のある子どもたち一人一人がその持てる能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加する ための一貫したきめ細かな指導を一層充実させることが重要である。

このため、特別支援学校となる盲・聾・養護学校における教育の在り方及び幼稚園、 小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方について検討することによ り、今後の本県における特別支援教育の在り方を明示し、取り組みを進めることが必 要である。

以上のことから、鳥取県教育審議会に諮問するものである。

# 学校等教育分科会委員名簿

(任期 平成18年8月1日から平成20年7月31日)

氏 名	所属・職名等	備考
朝井 正教	倉吉市立河北中学校校長	
生田雅彦	米子北斗高等学校校長	
いのうえ たかよし 井上 孝喜	元鳥取県高等学校PTA連合会会長	
こえだ たっゃ	鳥取大学地域学部教授	
重政 好弘	鳥取大学学長補佐	
橋本代里子	県立青谷高等学校教頭	
平木 孝榮	八頭町教育委員	
松本 典子	鳥取短期大学幼児教育保育学科教授	
虚本 裕子	鳥取県立鳥取養護学校校長	
矢部 敏昭	鳥取大学地域学部教授、附属中学校校長	
吉田秀光	三朝町長	
茂嶋 照美	県立倉吉養護学校教頭	臨時委員
本角 小波	境港市立ひまわり幼稚園園長	臨時委員

# 〇特別支援教育部会委員名簿

(任期 平成18年10月17日から平成20年7月31日)

氏 名	所 属・職 名 等(発令時)	備考
生田 雅彦	米子北斗高等学校校長	
小枝 達也	鳥取大学地域学部教授	
橋本代里子	県立青谷高等学校教頭	
盛本 裕子	鳥取県立鳥取養護学校校長	
茂嶋照美	県立倉吉養護学校教頭	臨時委員
市原	県立米子養護学校PTA副会長	専門委員
入江ゆみ子	自閉症・発達障害支援センター所長	専門委員
塚根智子	倉吉市子ども家庭課長	専門委員
やまだしん	大山町教育長	専門委員
※1 西垣 滋	米子市立明道小学校校長	専門委員
※1 石田 正紀	湯梨浜町立北溟中学校長	専門委員
※1 久野 芳枝	ひかり幼稚園園長	専門委員
*1 杉本 洋子	保護者	専門委員
※2 山本真理子	琴浦町立釛保育園園長	専門委員

※1 平成19年 9月4日発令

※2 平成19年11月8日発令

# 学校等教育分科会委員名簿

(任期 平成20年9月11日から平成22年9月10日)

氏 名	所属・職名等	備考
木下 法広	鳥取市立東中学校長	新任
生田 雅彦	米子北斗高等学校校長	
池成 幸吉	鳥取県高等学校PTA連合会会長	新任
土井	鳥取県PTA協議会母親委員会委員長	新任
小枝 達也	鳥取大学地域学部教授	
重政 好弘	鳥取大学学長補佐	
橋本代里子	県立青谷高等学校教頭	
平木 孝榮	八頭町教育委員	
松本 典子	鳥取短期大学幼児教育保育学科教授	
基本 裕子	鳥取県立鳥取養護学校校長	
<b>大部</b> 敏昭	鳥取大学地域学部教授、附属中学校校長	
吉田 秀光	三朝町長	
茂嶋の照美	県立倉吉養護学校教頭	臨時委員
本角 小波	境港市立ひまわり幼稚園園長	臨時委員

# 〇特別支援教育部会委員名簿

(任期 平成20年9月11日から平成22年9月10日)

氏 名	所属・職名等	備考
いくた すさかっ	米子北斗高等学校校長	**************************************
小枝 達也	鳥取大学地域学部教授	
橋本代里子	県立青谷高等学校教頭	
虚本 裕子	鳥取県立鳥取養護学校校長	
茂嶋照美	県立倉吉養護学校教頭	臨時委員
市原 徹	元県立米子養護学校PTA副会長	専門委員
入江ゆみ子	元自閉症・発達障害支援センター所長	専門委員
塚根智子	倉吉市子ども家庭課長	専門委員
やまだ しん 当	大山町教育長	専門委員
西垣 滋	米子市立明道小学校校長	専門委員
石田 正紀	鳥取県教育センター所長	専門委員
久野 芳枝	ひかり幼稚園園長	専門委員
杉本 洋子	保護者	専門委員
山本真理子	琴浦町立釛保育園園長	専門委員

# 特別支援教育部会 これまでの検討のまとめ

	主な協議内容	主な意見
第1回	○諮問について	
H18.10.17	「鳥取県における今後の特別支援教育の在	
	り方について」	
県庁	1 特別支援学校における教育の在り方に	
	ついて	
	2 幼稚園、小学校、中学校、高等学校に	
	おける特別支援教育の在り方について	
	(主な協議内容)	○学校という形態で行うには集団の形成が
	・学校規模について	大切。(聴覚・視覚)
		○人格形成を図る時期(義務教育段階)に
	・東・中・西部地区ごとの整備について	は親元から通学できるように整備すること
		が大切。(西部:聴覚)
	・高等学校における特別支援教育について	○知的障害特別支援学校が肥大化している
		ため、特に高等部のあり方の検討が必要。
		(知的)
第2回	○特別支援学校における教育の在り方につ	
H18.12.14	いて	
	(主な協議内容)	
鳥取盲学校	※視覚障害、聴覚障害教育について	
鳥取聾学校	・聾学校の分校設置について	○同一障害の児童生徒が集まって切磋琢磨
	・専門性の確保について	することが大切。
	・センター的な機能の在り方について	○専門性のある教員の小中学校等への派遣
		等、支援機能の充実が必要。
第3回	○特別支援学校における教育の在り方につ	
H19.3.13	いて	
	(主な協議内容)	○軽度知的障害の生徒、不適応の生徒の受
	※知的障害教育について	け入れを見直す必要がある。
倉吉養護学校	・軽度知的障害の増加について	○高等養護学校設置に向けた再検討をして
	・発達障害等の2次障害の子どもへの対応	はどうか。
	について	○センター的機能は学校体制で対応すべ
		き。
	※様々な障害種に対応できる特別支援学校	
	<u>について</u>	○肢体不自由部門の設置は医療との連携が
	・各地域で対応できていない障害種をどう	必要。施設設備の充実も必要。(設置場
	するか (特に中部地区)	所を考えた対象となる児童生徒の限定も
	・教員の専門性、施設設備について 等	必要。)
第4回	○特別支援学校における教育の在り方につ	

H19.5.31	いて	
	(主な内容)	
鳥取養護学校	※病弱教育、肢体不自由教育について	  ○心身症等や不登校及び発達障害等の二次
	・重度・重複児の増加	障害の児童生徒の病弱特別支援学校への
	・発達障害の子どもへの対応について	受け入れについて、小・中・高等学校の
	・心身症等生徒への対応について	特別支援教育の在り方との関係について
		考えていくことが必要。
		<ul><li>○従来の病弱は院内学級で対応してはどう</li></ul>
		か。
	※今後の特別支援教育の在り方について	
	・各地域で対応できていない障害種をどう	○他の特別支援学校への部門設置での対応
	するか。	も選択肢。(西部:聴覚)
	(病弱教育 中部地区、西部地区(高等部))	○高等学校通信制等との関係を考えてはど
	(聴覚障害教育 西部地区 中学部設置)	うか。(西部:病弱(高等部))
	・センター的機能の充実(教育相談)	
	※大まかな答申案について	
	・各障害種別の教育に関する現状と課題及	
	び検討結果の提示	
第 5 回	○第1の柱「鳥取県における今後の特別支	○視覚障害教育、聴覚障害教育について
H19. 7.17	援学校の在り方について」	・特別支援学校の核となる専門性を維持す
	※「答申案(素案)」について	ること。
	・各障害種別ごとの教育の在り方について	・集団の形成ができる地域においては部門
白兎会館	視覚障害教育・聴覚障害教育	設置でもよいのではないか。
	知的障害教育・肢体不自由教育	○知的障害教育について
	病弱教育	・発達障害の問題とも絡めて議論していく
		ことが必要。
		○肢体不自由教育について
		・知的障害のない肢体不自由児は通常の学
		校が望ましいが、一人一人の実態に応じ
		て、選択肢は多く用意しておく必要があ
		3.
		○病弱教育について 
		・本来の病弱教育はほぼ院内学級で対応。
		・病弱教育が拡大解釈されている。方向付
第 6 同	○自所旧数玄宝港△胜川士極数玄如△○勿	けを整理整頓する必要がある。
第6回	<ul><li>○鳥取県教育審議会特別支援教育部会の経 過について</li></ul>	○第2の柱について    <現状と課題について>
H19.10. 5	・これまでの経過について	○現状について
	・「鳥取県における今後の特別支援教育の	・特別支援学校における通級指導教室につ
県庁	在り方について (素案)」について	いて(センター的役割も含めて)
水/1	ı	
	- 6 -	

		・小学校における通級指導教室について
	○幼稚園(保育所)、小学校、中学校、高 等学校における特別支援教育の在り方に	
	ついて	・高等学校における支援体制整備について
	・現状と課題	・幼稚園における支援体制整備について
		○課題について
		・個別の指導計画の作成率及び個別の教育
		支援計画の策定率が低い。
		・特別支援教育に係る行政の組織の役割分
		担を明確にすること(小中学校課、高等
		学校課との関係)。
第7回	○小学校、中学校における特別支援教育の	
H19.11. 6	在り方について	
	〈主な内容〉	
	※協議の柱と審議の進め方について	○就学指導の在り方が特別支援教育にとっ
県庁		て大事なポイント。
	※小学校、中学校における特別支援教育(校	
	内支援体制の充実)について	
	・特別支援学級の教育について	○校長のリーダーシップの下、校内体制で
		担任を支え、特別支援学級の教育機能を
		高めること。
		○特別支援学級の弾力的運用について明確
		にすること。
		○設置の在り方に検討が必要。
		○通級による指導の対象、指導内容、評価
佐り同	○ 1 単位 中単位にわけて胚団士極数本の	等総合的な判断が必要。
第8回 H19.12.13	○小学校、中学校における特別支援教育の 在り方について	
H19.12.13	(主な内容)	
		  ○在籍している子どもを主体にまとめる。
旧亡		○仕籍しているすともを土体にまるめる。
県庁	<u>について</u> ※小学校、中学校における特別支援教育(校	  ○巡回相談は学校支援、担任支援。
	外の支援体制の充実)について	○学校組織として、巡回相談の活用を検討
	<ul><li>・巡回相談について</li></ul>	すべき。
	WEST STREET	^ ^ C °     ○
		力を高めることが必要。
	・校外支援体制について	○地教委が中心となって、支援体制の構築。
	DATA DETERMINE	機動力も必要。
		○スクールカウンセラーとの連携も重要。
第9回	<ul><li>○幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等</li></ul>	
H20.1.22	学校における特別支援教育の在り方につ	

〈主な内容〉	
県庁 ※小学校・中学校における特別支援教育の ○「家庭や地域社会との連携」	こついての
<u>在り方(答申素案)について</u> 項目を設ける。	
○第1の柱と合わせた答申素案の	中に、「理
解啓発」「寄宿舎の在り方」を	加筆する。
※ <u>幼稚園・保育所における特別支援教育に</u> ○園内体制と窓口を明確にするこ	. と。
<u>ついて</u>	不可欠。就
学時の移行には地教委の関わり	が重要。
○教職員の気づきと園全体の教育	育(保育)力
の向上が必要。そのための研修	の工夫を。
※高等学校における特別支援教育について ○特別支援教育や発達障害につい	ハての校内
の理解が必要。研修の充実が求	められる。
○スクールカウンセラーだけです	なく、関係
機関(福祉、労働、医療)との連	携が重要。
○入試に関する情報と指導に関っ	する情報を
整理する。個人情報の観点から	っ、伝達の
ルールの共通理解が必要。	
10回 ○「鳥取県における今後の特別支援教育の ○第2の柱について	
H20.2.26   在り方について」   ・将来を見据えた一貫性のある	教育支援の
※「答申案(素案)」について ためには「個別の教育支援計画	」が重要。
・学校教育にかかわる範囲で理解	解啓発やボ
県庁 ランティア養成·研修は県の役等	割。
○共通項目	
・関係機関との連携の強化と保証	<b>養者支援が</b>
必要。	
○第1の柱について	
・寄宿舎の在り方について検討が	必要。
・PT 等活用による専門性向上をi	<u></u> 追加。
11回   ○「鳥取県における今後の特別支援教育の  ○全体について	
H20.3.25   在り方について」	療とも含め
※「答申案 (素案)」について 総合的にまとめるが、教育の	所掌範囲を
超えない形でアピールする。	
白兎会館・文言の定義をし、注釈を加える	0 0
○第1の柱について	
・整備状況(表)は、教育機能を	教育サービ
スを受ける側の視点でまとめる	0 0
・大事なのは、専門性のある教員	員を育て、
特別支援学校から派遣していく	こと。
○第2の柱について	
・今後5年の方向性で問われるの	のは「数員

		の専門性」。それぞれの場、役割での専
		門性を加筆する。
		・学校全体に支援が広がるには、校内での
		話し合い(事例検討)が重要である。
		・成長する中で指導の在り方も変わる。「一
		貫した支援 の意味を明確にする。
12 回	○「鳥取県における今後の特別支援教育の	7 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
H20.6.25	在り方について」	・開かれた学校づくりの推進を「特別支援
112010120	※「答申案中間まとめ」について	学校のセンター的機能の充実」に修正。
	74. P. 1. 20. P. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	・当面5年の方向性であると明記すべき。
県庁		○特別支援学校における教育の在り方
210/1		・疾患名の表記に検討が必要。
		・中部圏域に「医療機関等との連携による」
		という視点を入れる。
		○小・中学校等の特別支援教育の在り方
		・学校と県のすることを明確にする。学校
		の設置者は市町村教委であり、「地教委
		とともに推進する」という表記が適当。
		・管理職のリーダーシップの向上が重要。
13 回	○「鳥取県における今後の特別支援教育の	
H20.7.30	では、 一点 は に で かって かって が で が で が で が で が で か で で か で か で か で で か で か	・人権尊重を基盤とする基本的な考え方
П20.7.30		
	※パブリックコメント及びその対応について	・具体的な実践が工夫できる大まかな施
県庁	<u>T</u>	策の方向性を示す。
茶川		
		・寄宿舎、訪問教育をその他の項に加筆
		し、今後も内容、指導の充実を求める。
		・西部地区の病弱教育については、今後
		も継続して充実策を検討する。
		〇パブリックコメントの対応について
		・意見への対応や回答を簡潔にまとめ、
1.4 🖂	○「自応用によいマケルとは中土にガナ	資料として答申に載せる。
14 回	○「鳥取県における今後の特別支援教育の	
H20.9.11	在り方について」	・教員の専門性と適正配置を盛り込む。
	※「答申第三次案」について	・校名についての加筆は意見が寄せられ
10 4		たため。
県庁		・保護者の相談窓口はあるが、核になる
		機関、コーディネートが大切。
		・障害の重度・重複化に伴う教育の充実
		のためには教員のサポート体制も必要。
		・特別支援教育支援員の説明を加える。

平成 18 年 3 月 28 日 鳥取県条例第 12 号

# (目的)

第1条 この条例は、鳥取県教育審議会の設置に関し必要な事項(スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条第5項の規定に基づき条例で定めることとされる事項を含む。)を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 学校教育、生涯学習、青少年教育、スポーツ、文化芸術等の振興を図るため、鳥取県教育審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

# (所掌事務)

第3条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項(スポーツ振興法第18条第3項の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項を含む。以下同じ。)について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、教育委員会又は知事に建議する。

# (組織)

第4条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

# (任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (臨時委員)

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

# (会長)

- 第8条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

# (会議)

- 第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、次条第1項の規定により置かれる分科会及び第11条第1項の規定により置かれる部会の議事について準用する。

# (分科会)

第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
名称	所掌事務
学校等教	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「公
育分科会	立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及
	び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及
	び建議すること。
学校運営	1 公立学校等の運営に関する重要事項を調査審議し、及び建議するこ
分科会	と。
	2 公立学校等の教職員評価に関する重要事項を調査審議し、及び建議
	すること。
生涯学習	1 生涯学習の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。
分科会	2 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。
	3 青少年教育の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議するこ
	と。
	4 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議し、及び建議する
	こと。
	5 体力の保持及び増進に関する重要事項を調査審議し、及び建議する
	こと。
	6 スポーツの振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。
	7 文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。

- 2 前項の表の左欄に掲げる分科会に属すべき委員及び臨時委員は、教育委員会が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、当該分科会に属

する委員のうちからあらかじめ分科会長の指名する者がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決と することができる。

(平 19 条例 1·一部改正)

# (部会)

- 第 11 条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会 の議決とすることができる。

# (雑則)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

# 附則

# (施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

2 第4条第2項、第6条第2項及び第7条第2項の規定による任命及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

# (鳥取県産業教育審議会条例等の廃止)

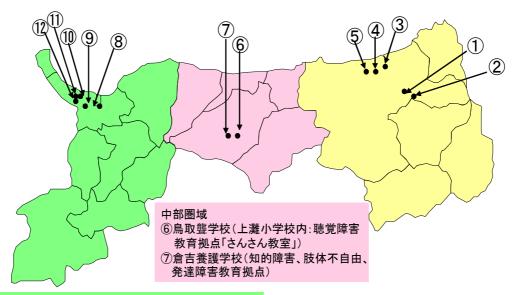
- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 鳥取県産業教育審議会条例(昭和 26 年鳥取県条例第 51 号)
- (2) 鳥取県スポーツ振興審議会条例(昭和37年鳥取県条例第14号)
- (3) 鳥取県教育課程審議会条例(昭和40年鳥取県条例第8号)
- (4) 鳥取県高等学校教育審議会条例(昭和48年鳥取県条例第28号)
- (5) 鳥取県生涯学習審議会条例(平成3年鳥取県条例第15号)

# 附 則(平成19年条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

# 資料 1

# 鳥取県の特別支援学校の所在地(平成20年4月1日現在)



### 西部圏域

- ⑧県立米子養護学校(知的障害)
- ⑨米子市立米子養護学校(病弱・身体虚弱)
- ⑩鳥取聾学校ひまわり分校(小学部設置)
- ①鳥取盲学校(ひまわり分校内:視覚障害教育 拠点「きらら」)
- ⑫皆生養護学校(肢体不自由)

#### 東部圏域

- ①鳥取盲学校
- ②鳥取聾学校
- ③鳥取養護学校(病弱・身体虚弱、肢体不自由)
- ④鳥取大学附属特別支援学校(知的障害)
- ⑤白兎養護学校(知的障害)

鳥取県の特別支援学校の整備状況

<u>鳥取県の特別支援字校の整備状況</u>						
圏域	西 部		中 部		東部	
障害名	学 校 名	整備状況	学 校 名	整備状況	学 校 名	整備状況
視覚障害	視覚障害教育拠点「きらら」(ひまわり分校内) 教育相談のみ	Δ	施設なし	×	鳥取盲学校	0
聴覚障害	ひまわり分校  幼稚部・小学部のみ	0	聴覚障害教育拠点「さんさん教室」(上灘小学校内) (通級・教育相談)	Δ	鳥取聾学校	0
病弱	市立米子養護学校 小・中学部のみ	0	施設なし	×	鳥取養護学校	0
肢体不自由	皆生養護学校	0	倉吉養護学校	0	鳥取養護学校	0
知的障害	県立米子養護学校	0	倉吉養護学校	0	白兎養護学校 附属特別支援学校	0
課題	·視覚障害教育 ·聴覚障害教育(中学部)		<ul><li>・視覚障害教育</li><li>・聴覚障害教育</li><li>・病弱教育</li></ul>			

# 【備考】 ※各記号について

- ◎ 各学部((幼・)小・中・高)が設置。施設設備も十分。
- 一部の学部が設置。障害種に応じた施設整備が不十分。
- △ 小学校や特別支援学校の教室を借りて拠点を設置。特別支援学校のセンター的機能等を活用した個別対応が中心。
- × 施設が整備されていない。特別支援学校のセンター的機能等を活用した個別対応。

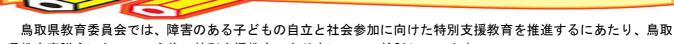
# 資料2

# 幼稚園(保育所)・小学校・中学校及び高等学校に在籍する障害のある児童生徒等の教育

		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	幼稚園(保育別)								モデル地域	<b>&gt;</b>
校			モデル校	<b></b>	- モデル地域 <del></del>	,	推進地域(東・中	全県で推進	·	<b>&gt;</b>
	小学校		(小学校1校)		(東部1中学校区)		部2中学校区)で			
	中学校					校内委員会設置 —	検討			>
内						特別支援教育主任				<b>&gt;</b>
						指名		校内委員会設置		
支	部校							特別支援教育担当		
400			1 5 数 表 明 开 场	1 5 放击四开场	1. 5. 数表明开放	1 5 数 表 明 77 版	1 5 数 表 明 77 极	指名	1. D. 数 志 明 开 版	1. D. 数志明节板
援		L D 等 専 門 研 修 (3名)	LD等専門研修 (3名)	L D 等 専 門 研 修 ( 3 名 )	LD等専門研修 (6名)	L D 等専門研修 (9名)	L D 等 専 門 研 修 (6名)	LD等専門研修 (6名)	L D 等専門研修 (6名)	LD等専門研修 (6名)
体		LD等専門員配置	LD等専門員配置	LD等専門員配置	LD等専門員配置	LD等専門員配置	LD等専門員配置	LD等専門員配置	LD等専門員配	LD等専門員配
生山		(小・中学校3名)	(小・中学校前期 3名、後期6名)	(教育事務所・教育センター5名、	(障害児教育室・ 教育事務所・教育	(障害児教育室・ 教育事務所・教育	(障害児教育室・ 教育事務所・教育	(障害児教育室・ 教育局・教育セン	置(特別支援教 育室・教育局・	置(特別支援教 育課・教育局・
相	]談体制		34、反朔 04/	小学校前期1名、	センター5名)	センター5名、小	センター5名、小	ター5名、小・中	教育センター5	教育センター5
整				後期4名)		・中学校6名)	・中学校6名)	学校6名)	名、小・中学校 6名)	名、小中特別支
備		要請による巡回相				全小・中学校へ計			[0名]	援学校7名) 全小中学校へ巡
		談開始			,	画的巡回相談開始				回相談・要請相
										談 幼稚園(保育所)
										・高等学校へ要
				<b>-</b>	<b>广</b> 江州	広汎性発達障害専	<b>广</b> 泗	広汎性発達障害専	広汎性発達障害	請相談
	特				門研修(3名)	門研修(4名)	門研修(3名)	門研修(3名)	専門研修(4名)	専門研修(3名)
	別			広汎性発達障害専						<del></del>
	支援学校			門員配置(養護学校)	盲・聾・養護学校					
	学				センター的機能					<b>&gt;</b>
	校か				(訪問相談開始)			西部地区視覚障害 教育拠点設置		<b>&gt;</b>
	5				聴覚障害通級指導			教育拠点权臣		>
	のナ				教室開設	中部地区聴覚障害		▼		<del></del>
	支援					教育拠点設置		発達障害教育拠点 設置自閉症通級指		>
	122							導教室開設		
								発達障害支援教員 配置(倉吉養護学		<b></b>
								校)		
		LDに関する研修 (全小・中学校か・								
教員	<b>も</b> の	(宝小・甲字校か) ら数名参加)								
専門		教育センター講座				中田十四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十				<del> </del>
						特別支援教育主任 研修				>
				免許法認定講習		0.12				>

# 鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について、ご意見をお寄せください。

~障害のある児童生徒一人一人の自立に向けた支援を進めます~



県教育審議会において、今後の特別支援教育の在り方について検討しています。

そこで、検討中の内容について県民のみなさんからご意見をいただき、今後の取組に反映させていただきます。

※ 特別支援教育とは、障害のある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を 行うものであり、支援を必要とする子どもの在籍するすべての学校等で実施されるものです。

# 今後の特別支援教育の在り方について(検討している内容)

# 基本的な考え方の方針

- 各生活圏域(東部・中部・西部)における教育の充実
- 特別支援学校のセンター的機能の推進
- 発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援 の拡充
- 特別支援教育の普及啓発

# 特別支援学校の教育の在り方

#### ○東部・中部・西部ごとの教育の充実

- ・知的障害を対象とする特別支援学校高等部生徒のニ 一ズを踏まえ、高等特別支援学校、分校・分教室の 設置等を検討
- ・鳥取聾学校ひまわり分校中学部の設置を検討
- ・地域の教育的ニーズに応じたセンター的機能の発揮
- ・東部・西部に特別支援学校の専門性を活用した発達 障害教育拠点(対象:自閉症)の設置を検討

#### ○特別支援学校の教員の専門性の向上

・対象とする障害種に加え、発達障害等を含む障害に 関する専門性の向上

# 〇発達段階に応じた適切な教育の充実

幼稚園(保育所)・担当者の明確化と園内支援体制の構築

・幼児期から学齢期への一貫した支援の推進

#### 小学校・中学校

- ・校内支援体制の一層の充実と支援の質の向上
- ・通級指導担当教員の計画的な養成
- ・特別支援学級に専門性のある教員の配置
- ・交流及び共同学習の推進と教育的ニーズに応じた学習 集団の確保

#### 高等学校・校内支援体制の確立

・発達障害等に関する教職員の理解と専門的な支援の向上

#### 〇一貫した支援体制の整備

・「個別の教育支援計画」を活用した円滑な連携

# 〇連携による支援の充実

・校内及び校外の関係機関との連携の推進

# ご意見をいただきたい内容

- 基本的な考え方の方針について
- 特別支援学校の教育の在り方について
- 幼稚園(保育所)、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方について ◎その他にも、ご意見等があれば、お聞かせください。

# ご意見の提出方法

◇ 提 出 先:県教育委員会事務局特別支援教育課

◇ 提出方法:次のいずれかの方法でお寄せください。

送: 〒680-8570

(郵便番号のみで届きます)

O7r991 : 0857-26-8170

〇電子メール : tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp

○意見箱への投函:県庁県民室、総合事務所県民局、

県立図書館に設置してあります。

# ご意見の募集期限

# 7月25日(金) まで

#### 意見募集のホームページ

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4229

※ホームページのほか、県庁県民室、各総合事務所県民局、 各教育局、県立図書館にも資料を設置しています。

# 県教育委員会事務局 特別支援教育課

《電話》 0857-26-7575

お問合せ先

7598

# 鳥取県における今後の特別支援教育に関するパブリックコメント実施結果について

- 1 パブリックコメントの応募状況
- (1)募集期間 6月30日(月)~7月25日(金)
- (2) 応募総数

意見用紙提出	16通			
電子メール	6 4 通	合計	95通、	248件
ファクシミリ	9通			
県民室等	6 通			

### 2 総括

肯定的評価6件(2.4%)提言・要望(※)224件(90.3%)否定的評価7件(2.8%)その他11件(4.5%)

- ※ 提言・要望については、概ね中間まとめの方向性に賛同のうえ、以下のような 特別支援教育に係る具体部分の加筆についてのものが大多数であった。 また、関係団体等からの意見が多かった。
  - ・教育環境の整備
  - 通級指導教室の充実
  - ・後期中等教育への支援の充実

### 3 主な意見

- ◆ 基本的な考え方の方針について(63)
  - ・生活圏域における教育について(4⇒圏域ごとに賛成1、市町村ごとがよい3)
  - ・市町村への財政的な支援を加筆(3)
  - ・センター的機能の定義を示してほしい(1)
  - ・センター的機能充実のための予算化や人的配置を望む(1)
  - ・エール (県自閉症・発達障害支援センター) による通級指導ができないか (1)
  - ・地域の子どもが地域の学校で生活できる教育の保障(分離教育制度に反対)(13)
  - ・特別支援教育における適正な条件・教育環境の整備を(11)

- ・「自立」の定義と「社会参加」の具体的な教育的道筋を記述すること(11)
- ・「障害」「障害児」「障害者」の定義を明確にすること (7)
- ・特別支援教育の対象と理念を明確にすること(4)
- ・乳幼児期から一貫した支援のため、教育だけではなく広く連携を(2)
- ・障害のある児童生徒が「行きたい」「通いたい」と思うような学校づくりをすべき(1)
- ・特別支援学級の弾力的運用の拡大した解釈が生じないよう注意を払ってほしい(1)
- ・共生社会の実現を望む(1)
- ・家庭が孤立してしまわないよう実態把握と地域への啓発や情報提供を進めるべき(1)
- ・特別支援教育の普及啓発が4番目にあるのは付け足しのような印象(1)

# ◆ 特別支援学校の教育の在り方について

### <特別支援学校における教育全体(27)>

- ・教員の専門性の向上が必要、発達臨床資格を持つ教員も必要(1)
- ・重度・重複障害や強度行動障害の児童生徒に対する施策、卒業後の進路が課題(1)
- ・高等特別支援学校、分校、分教室に期待(7)
- ・高等特別支援学校、分校・分教室の形態がわからない等により、賛成しかねる(2)
- ・就労促進を期待(2)
- ・小学校、中学校を巻き込んだ進路指導、進路選択、職業教育の充実(5)
- ・社会教育の充実が必要(1)
- ・県立特別支援学校に専攻科の設置を希望(2)
- ・発達障害や精神疾患の子どもを受け入れる特別支援学校(拠点)の在り方(2)
- ・複数の障害種に対応することによる専門性の低下への危惧(1)
- ・特別支援学校以外の学校との交流、協同・共通教育への視点が必要(1)
- ・児童生徒の増加に伴う施設設備の拡充(1)
- ・非障害者に対しての「特別支援教育」とは何か議論をすべき(1)

### <東部圏域(55)>

- ・盲学校、聾学校の今後の在り方を明確に示してほしい(5)
- ・特別支援学校の統合には反対(3)
- ・心身症等の児童生徒への対応を希望(1)
- ・ 寄宿舎の教育的意義を盛り込んでほしい(27)
- ・寄宿舎指導員の正規雇用化を望む(19)

### <中部圏域(5)>

- ・医療的ケアの状況、学校看護師の増員、生命の安全を確保する方策を明確に(2)
- ・教育と福祉の連携が必要(1)
- ・視覚障害の専門性を持った教員を配置し、盲学校と連携した支援はできないか(1)
- ・倉吉養護学校の障害部門ごとに分校・分教室の設置、中部圏域にもう1校設置はどうか(1)

# <西部圏域(9)>

- ・病弱養護学校の拡充、米子市立米子養護学校の高等部の設置、県立移管を求む(5)
- ・視覚障害の専門性を持った教員を配置し、盲学校と連携した支援はできないか(1)
- ・知的障害を対象とする特別支援学校高等部をもう1カ所設置してほしい(1)
- ・発達障害の子どもたちの受け入れ先は県立米子養護学校ではないか(1)
- ・鳥取聾学校ひまわり分校の中学部の設置は急ぐべき(1)

### ◆ 幼稚園(保育所)・小学校・中学校・高等学校の特別支援教育の在り方について

# <幼稚園(保育所)(5)>

- ・私立の幼稚園(保育所)の経営者に対する意識啓発が必要(2)
- ・情報マップより相談窓口の設置を(1)
- ・福祉・医療機関との連携が重要(1)
- 特別支援教育にかかわる資格(免許状)を有した教員を増やすことが必要(1)

# <小学校及び中学校(26)>

- ・特別支援教育主任の授業時間数軽減、人員配置、役割の明確化(5)
- ・通級指導教室の在り方、拡大を望む(6)
- ・特別支援学級に専門性のある教員配置に期待、管理職の理解が重要 (3)
- ・社会に出る準備をするため、定期的な巡回相談の活用を(1)
- ・診断を強く求める風潮を危惧する(1)
- ・中学校の特別支援学級の在り方に課題がある(1)
- ・学校間を行き来しやすくしてほしい(1)
- ・教員の意識改革の意味からも、「わかる授業」の推進は必要(4⇒現状では困難3、 期待する1)
- ・中学校卒業後の進路保障(2)
- ・特別支援学級の弾力的運用(1) ・専門研修を終えた者の人材の活用(1)

# <高等学校(35)>

- 特別支援が必要な生徒の情報伝達、中高連携(2)
- 相談窓口がほしい(2)
- ・障害のある生徒の希望に基づいて積極的に受け入れる条件整備、高校の教職員の意識 変革(11)
- ・「わかる授業」の記述がないのはなぜか(6)
- ・特別支援教育を充実するための専門性のある人的支援、加配・支援職員の配置を求む (7)
- ・高等学校での支援の充実を期待(5)
- ・ 高校におけるニーズや当面の課題等の議論が必要(2)

# ◆ その他の意見

#### <普及啓発(3)>

- ・普及啓発の具体的方策を求む(1)
- ・交流及び交流学習の充実が必要(1)
- PR性のあるパブコメであってほしい、負のパブコメとなっている感(1)

#### く連携(4)>

- 学校と行政等の支援機関の密な連携が重要(3)
- ・福祉関係の機関と連携した家庭支援を求む(1)

# <特別支援教育の推進(5)>

- ・ 県教育センターに、特別支援教育を推進する部門を設置 (1)
- ・ 就学指導の在り方、就学指導委員会の役割の明確化が必要 (2)
- ・支援員の事前の研修の工夫が必要(2)

# <その他(11)>

- ・障害を早期に発見して保護者をサポートするための体制づくりの充実を求む(1)
- ・「訪問教育」に関する方針が示されていない(1)
- ・「鳥取県特別支援教育研究会」に「高等学校」の分科会を設けることも必要(1)
- ・県教育審議会の開催状況や特別支援教育部会のプロセスを情報公開してほしい(1)
- ・管理職への意識啓発と組織としてのシステム化を求める(2)
- ・保護者との連携、地域との連携等のネットワークの力を有している人材の採用を(1)
- ・公平な意見反映、県民への啓発の意味も込めて、パブコメは公開すべき(1)
- ・教育委員会や鳥取県の主体的で具体的な考えが読み取れる最終方針になるように期待 (1)
- ・児童生徒一人一人を大切にする鳥取県教育であってほしい(1)
- ・ほぼ完璧な答申案である(1)

#### 4 今後の予定

いただいた意見は、鳥取県教育審議会における審議の参考とするとともに、今後の特別支援教育の在り方の検討に生かしていく予定。

# パブリックコメントに対する回答

関連頁	意	見		口		答
【基本的	内な考え方の方針について】					
P2、3	生活圏域における教育について (圏域ごとがよい、市町村ごとがよい		実を図		のことを踏まえ	に応じた教育体制の充、各圏域ごとの整備状 考えています。
P2、3	特別支援教育の普及啓発が4番目 な印象を受ける	にめるのは付け足しのよう	<.4		ける今後の特別	いては、優先順位ではな 川支援教育の推進のた
P2	センター的機能についての定義を示	してほしい	巻末の	D用語解説「* 1	センター的機能	能」に記載しています。
	センター的機能の充実のための予算	算化や人的配置を望む	各学村	交の状況を聞いて	こみたいと考える	ます。
	複数の障害種に対応することによる がある	専門性の低下への危惧	従来!		の教員の専門性	能の推進を図る上からも 生を基盤とする』ことを記 け。
P3	特別支援学級の弾力的運用の拡大 に注意を払ってほしい					こ記載していますが、拡 いきたいと考えます。
	地域の子どもが地域の学校で生活で制度に反対)	できる教育の保障(分離教				
	特別支援教育における適正な条件・	・教育環境の整備を望む		> 国の考えに準Ⅰ	ごて、施策等を持	推進しています。
	「自立」の定義と「社会参加」の具体 てほしい	的な教育的道筋を記述し				
	「障害」「障害児」「障害者」の定義を	明確にしてほしい	J			
P1	特別支援教育の対象と理念を明確に	こしてほしい	「はじ	めに」に特別支援	後教育の理念に	ついて記載しています。

【特別	【特別支援学校の教育の在り方について】					
〔特》	〔特別支援学校における教育全体〕					
P4	児童生徒の増加に伴う施設設備の拡充が必要である	知的障害者を対象とする特別支援学校における児童生徒数の増加への対応として、県立高等特別支援学校の設置や県立学校内に分校や分教室の設置等を検討すると記載しています。				
P4	高等特別支援学校、分校、分教室に期待する	軽度知的障害者に対応するために、県立学校の空き校舎や				
P4	高等特別支援学校、分校、分教室の形態がわからない等に より、賛成しかねる	教室を有効に活用して、県立高等特別支援学校や県立学校 内に分校や分教室の設置等を検討すると記載しています。				
P5 P11	エール(県自閉症・発達障害支援センター)による通級指導ができないか	県立倉吉養護学校に設置している発達障害教育拠点(通級 - 指導教室)における指導の効果の検証するとともに、東・西部				
P5 P10	発達障害や精神疾患の子どもを受け入れる特別支援学校 (拠点)の在り方を考えてほしい	圏域への設置にむけて検討していきたいと記載しています。				
P5 P11 P15	重度・重複障害や強度行動障害の児童生徒に対する施策、 卒業後の進路が課題	重度重複障害の児童生徒等に対する施策については、医療的ケアが必要な児童生徒への対応や訪問教育のところに記載しています。 特別支援学級に在籍する児童生徒について、将来的な見通しをもち、本人及び関係者を含めて適性を検討しつつ、早期から学校見学や体験入学を行うなど適切な進路指導の充実を図ることについて記載しています。このことは強度行動障害の児童生徒にもあてはまると考えています。				
P5	就労促進を期待する	各学校は、小学部から高等部までの一貫した進路指導の体制を確立するとともに、労働や福祉等関係機関と連携しながら、就労支援の一層の充実を図っていくと記載しています。				
	県立特別支援学校に専攻科の設置を希望する	まずは、各県立特別支援学校高等部教育のコース制の検証 等を行い、高等部教育の充実を図っていきたいと考えていま す。				
〔東部	[東部圏域]					
P6	盲学校、聾学校の今後の在り方を明確に示してほしい	盲学校と聾学校を統合するとは記載していません。それぞれ の学校の教員の専門性の向上に期待が大きく、全県における				
P6	特別支援学校の統合には反対する	センター的機能をこれまで以上に発揮していくことを記載しま す。				

P6	心身症等の児童生徒への対応を希望する	学校は、心の問題を抱える児童生徒への対応について、研修等により教員の専門性の向上を図るとともに精神保健・医療との一層の連携に努める必要があると記載しています。
P6	教員の専門性の向上が必要、発達臨床資格を持つ教員も必 要であると考える	学校は、心の問題を抱える児童生徒への対応について、 <u>研修等により教員の専門性の向上を図るとともに</u> 精神保健・医療との一層の連携に努める必要があると下線部分を追記しました。
〔中部	圏域〕	
P7	医療的ケアの状況、学校看護師の増員、生命の安全を確保 する方策を明確にしてほしい	適切な教育環境の整備及び医療機関等との連携による重度・重複障害者への対応の充実に努めることついて記載しています。
P7	視覚障害の専門性を持った教員を配置し、盲学校と連携した 支援はできないか	視覚障害教育は、必要であれば市町村教育委員会の理解を 得て、特別支援学級を設置し、専門性のある教員を配置して 充実に努めることと、鳥取盲学校のセンター的機能が発揮で きるように連絡会等を設けるようにすると記載しています。
P7	圏域にもう1校設置してはどうか	倉吉養護学校の障害部門ごとに分校、分教室を設置することについては、現在のところは考えておらず、他の特別支援学校のセンター的機能の活用や特別支援学級等の設置での対応について記載しています。
〔西部	圏域〕	
P8	鳥取聾学校ひまわり分校の中学部の設置は急ぐべきである	中学部設置の検討について記載しています。
P8	病弱養護学校の拡充、米子市立米子養護学校の高等部の設 置、県立移管を求む	知的障害と病弱の重複障害等がある児童生徒等の現状と課題について検証し、教育部門を設けるかどうか、その必要性について今後検討していくことと下線部分を追記しました。
P8	視覚障害の専門性を持った教員を配置し、盲学校と連携した 支援はできないか	視覚障害教育拠点の活用や必要であれば市町村教育委員 会の理解を得て、特別支援学級を設置し、専門性のある教員 を配置して充実に努めることを記載しています。
P8	知的障害の子どもたちの受け入れ先は県立米子養護学校で はないか	知的障害を証明する医師の診断書や市町村の就学指導委員 会の判定などがあれば受け入れています。

#### 【幼稚園(保育所)、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方について】 〔幼稚園(保育所)における特別支援教育) 各私立幼稚園(保育所)の設立の精神を尊重しつつ、障害の 私立の幼稚園(保育所)の経営者に対する意識啓発が必要で あるすべての子どもの社会参加と自立をめざす特別支援教に Р9 ついて「園長に働きかけを行い、(中略)園内支援体制の整備 を推進する」と記載しています。 Р9 情報マップより相談窓口の設置が必要である P15 まずは園内の相談の窓口となる担当者の明確化を図り、「部 局間の連携を一層強化する」と記載しています。 P9 福祉・医療機関との連携が重要である P15 教職員(保育士)の専門性の向上について、県教育委員会も 特別支援教育にかかわる資格(免許状)を有した教員を増や Р9 効果的な研修を検討すると記載しています。具体的には、免 すことが必要である 許法認定講習の受講等を検討していきます。 〔小学校及び中学校における特別支援教育〕 特別支援教育は、すべての学校において管理職のリーダー P10 シップのもとに推進されるものです。さらなる理解と充実を図り 管理職への意識啓発と組織としてのシステム化を求める ます。 校内支援体制の機能の向上と特別支援教育主任の役割の明 特別支援教育主任の授業時間数軽減、人員配置、役割の明 確化を図るため、「管理職研修の充実に努める」ことを記載し P10 確化が必要である ています。 特別支援教育の理念及び障害特性の理解の一層の推進を 教員の意識改革の意味からも「わかる授業」の推進が必要 P10 踏まえ、「担任は、児童生徒の多様性が尊重される学級づくり (現状では困難ではないか) と『わかる授業』の推進を図る」と記載しています。 巡回相談の在り方については、「巡回相談等での有効な活用 社会に出る準備をするために、定期的な巡回相談の活用が P10 が検討されるよう、市町村教育委員会への働きかけを行う」と 必要である 記載しています。 専門研修を終えた者の活用については、「養成とあわせた効 P10 専門研修を終えた者の人材の活用を求む 果的な配置と有効な活用について、市町村教育委員会に働き かけを行う」と記載しています。

P11	通級指導教室の在り方、拡大を望む	通級指導教室の在り方については、「市町村の状況に応じた効果的な活用ができるよう巡回による指導等を含む通級による指導の充実を図る」こととあわせて、地域の実情に応じた適切な対応がなされるよう、理解を推進する」と記載しています。				
P12	特別支援学級に専門性のある教員配置に期待する 管理職の理解が重要である	特別支援学級担任の専門性の向上と指導・支援の充実に向け、ハンドブックの作成や研修の充実について記載しています。				
P12	小学校、中学校を巻き込んだ進路指導、進路選択、職業教育 の充実を望む	特別支援学級に在籍する児童生徒について、将来的な見通しをもち、本人及び関係者を含めて適性を検討しつつ、早期から学校見学や体験入学を行うなど適切な充実を図ることについて記載しています。				
P12	中学校の特別支援学級の在り方に課題がある	特別支援学級の指導・支援とあわせ、進路指導についても充 実を図っていくよう記載しています。				
P12	中学校卒業後の進路保障を求む	特別支援学校に該当する障害の状況や程度、高等学校の特別支援教育の推進状況等の情報提供をもとに、将来の見通しを持った進路指導の充実を図ることを記載しています。				
P12	特別支援学級の弾力的運用に期待する	活用事例等を具体的に情報提供するなどして、効果的な活用について記載していますが、拡大した運用とならないよう周知していきたいと考えます。				
	診断を強く求める風潮を危惧する	教育措置の変更に際しては医師の診断が必要です。また、診断名をキーワードにして、必要な支援を関係機関と共有化することもあります。医学的な診断の有無により支援の有無が決定されることはありませんが、診断があることにより支援の幅が広がる、関係機関との共通項ともなり得ることもご理解ください。				
〔高等	[高等学校における特別支援教育]					
P13	相談窓口がほしい	高等学校においては、特別支援教育担当者を相談窓口として配置しています。福祉・労働等の関係機関の相談窓口についても、連携の強化により体制化を図るよう記載しています。				
P13	障害のある生徒の希望に基づいて積極的に受け入れる条件 整備、高校の教職員の意識変革が必要である	高等学校における特別支援教育については、現段階では、特別支援教育の理念や発達障害についての全教職員の理解推進が優先課題と考えます。それをもとにした校内の特別支援				
P13	「わかる授業」の記述がないのはなぜか	教育体制の充実について記載しています。				
P13	高等学校での支援の充実を期待する	高等学校における特別支援教育については、現段階では、特別支援教育の理念や発達障害についての全教職員の理解推進が優先課題と考えます。それをもとにした校内の特別支援				
P13	高校におけるニーズや当面の課題等の議論が必要である	教育体制の充実を図り、具体的な支援を充実します。				
P13	特別支援教育を充実するための専門性のある人的支援、加配・支援職員の配置を求む	LD等専門研修の有効活用により、学校の核となる人材養成と効果的な活用を推進することについて記載しています。				
P13 P15	特別支援が必要な生徒の情報伝達、中高連携が必要である	必要な校種間の連携にあたり、必要な情報を適切に引継ぐ連携体制の推進が重要であると考えます。中学校及び高等学校の理解に努めるとともに、「個別の教育支援計画」の策定と活用による円滑な連携の必要性について記載しています。				

【その他の意見】					
〔普及	〔普及啓発〕				
P14	共生社会の実現を望む	「障害のある児童生徒等やその保護者が安心して地域社会で豊かな生活ができるよう、共生社会の基盤となる特別支援教育について、関係部局と連携し、広く理解・啓発を進めることが重要である」と記載しています。			
P14	普及啓発の具体的方策を求む	「特別支援教育の理解・啓発の推進」について記載し、広く理解・啓発を進める必要があると考えます。			
P14	非障害者に対しての「特別支援教育」とは何か議論をすべき である	「特別支援教育の理念をはじめ、発達障害を含むそれぞれの 障害の特性や支援の方法などを広く普及する広報などを活用 し、学校等は保護者や地域の方々を巻き込んだ研修会を推 進する」と記載しています。			
P14	交流及び交流学習の充実が必要である	児童生徒等の交流及び共同学習を推進し、相互理解を促進 する」とを記載しています。			
P14	特別支援学校以外の学校との交流、共同・共通教育への視 点が必要である	交流及び共同学習について、障害のない児童生徒等における意義やその内容・方法についても記載しています。			

〔連携			
P15	家庭が孤立してしまわないよう実態把握と地域への啓発や情 報提供をすすめるべきだと思う	家庭・地域社会との連携をさらに充実していく必要があること を踏まえ、「学校教育はもとより、家庭や地域生活の充実が障 害のある児童生徒等の豊かな生活の実現のためには不可欠 である」と記載しています。	
P15	学校と行政等の支援機関の密な連携が重要である	福祉・保健等の関係部局と連携し、県及び市町村の相談体制の構築と明確化に努めます。	
P15	福祉関係の機関と連携した家庭支援を求む		
P15	教育と福祉の連携が必要である	関係機関との連携の強化等について記載しています。	
P15	学校間を行き来しやすくしてほしい	障害のある児童生徒等の支援あたっては、早期からの適切な対応と一貫した支援が重要であす。「支援体制の構築と関係機関との連携の強化を図る」と記載していますが、学校間の連携もこの前提にあるものと捉え、推進していきたいと考えます。	
P15	市町村への財政的な支援を加筆してほしい	平成19年度より市町村に地方交付税措置された「特別支援 教育支援員」の配置の促進を図っていきたいと記載していま す。	
P15	支援員の事前の研修の工夫が必要である	「特別支援教育支援員」配置の促進を図りつつ、障害特性の理解、支援の在り方などの効果的な研修の工夫について記載しています。	
P15	乳幼児期から一貫した支援のため、教育だけではなく広く連 携を図ってほしい	障害のある児童生徒等の支援いおいては、早期からの適切な対応と一貫した支援が重要であるとことを踏まえ、関係部局と連携した支援体制の構築を図っていきたいです。また、一貫した支援を引き継ぐ資料として「個別の教育支援計画」を活用し、円滑な連携が図れるよう体制化に取り組みたいと記載しています。	
P15	障害を早期に発見して保護者をサポートするための体制づく りの充実を求む	福祉・保健等の関係部局と連携し、県及び市町村の相談体制の構築と明確化に努めます。	
〔特別	支援教育の充実・発展]		
P16	「訪問教育」に関する方針が示されていない	「IV特別支援教育の推進のために」に訪問教育の方針を追記しました。	
P16	寄宿舎の教育的意義を盛り込んでほしい	寄宿舎の現状を踏まえ、求められることについて追記しました。	
P16	寄宿舎指導員の正規雇用化を望む	<del>た。</del> 困難です。	
P16	保護者との連携、地域との連携等のネットワークの力を有して いる人材の採用を求む	必要性を含め、検討します。	
〔その	他〕		
		各学校の教育が充実するよう取り組んでいきたいと考えてい ます。	
	就学指導の在り方、就学指導委員会の役割の明確化が必要 である	就学指導の在り方や就学指導委員会の役割について、必要な情報提供を行い、一人一人の教育的ニーズに応じた適正な就学措置につながるよう、充実を図ります。	
		特別支援教育推進の充実施策として、その必要性を含めて検討します。	
	「鳥取県特別支援教育研究会」に「高等学校」の分科会を設け ることも必要である	必要性を含め、関係団体と検討します。	
	県教育審議会の開催状況や特別支援教育部会のプロセスを 情報公開してほしい	県のホームページに公開するよう、早急に準備いたします。	
	教育委員会や鳥取県の主体的で具体的な考えが読み取れる 最終方針になるように期待する	ご意見ありがとうございました。	
	公平な意見反映、県民への啓発の意味も込めて、パブコメは 公開すべきである	意見集約したものを公開するとともに、特別支援教育の理解 啓発に努めます。	
	PR性のあるパブコメであってほしい、負のパブコメとなってい る感	基本的な考え方の方針を踏まえ、特別支援教育の推進を図っ ていきたいと考えます。	
	児童生徒一人一人を大切にする鳥取県教育であってほしい	ご意見ありがとうございました。	
	ほぼ完璧な答申案である	ご意見ありがとうございました。	

# 用語解説

# \* 1 センター的機能

特別支援学校がその専門性やこれまで蓄積してきたノウハウを活かして、自校に 在籍する子どもたちへの教育に加え、その人的・物的資源を広くかつ積極的に地 域の障害のある人々に対して提供すること。

# \* 2 個別の教育支援計画

障害のある児童生徒等一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に 対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図 りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な 教育的支援を行なうために策定した支援計画。

#### \*3 特別支援学級の弾力的運用

特別支援学級に在籍する児童生徒が交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けている時間などに、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して、 特別支援学級の担任が個別のニーズに応じた指導を行うこと。

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」(平成17年 12月8日中央教育審議会)より〕

#### \* 4 特別支援教育コーディネーター

県立特別支援学校が地域の特別支援教育のセンターとして、小・中学校等への支援をはじめとする地域のネットワークの核としての役割を担うための窓口となる担当者(教員)。

#### \* 5 特別支援教育支援員

小学校、中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し 学習活動上のサポートを行ったりする者。